

令和4年1月20日

課外活動団体代表者 各位

統合キャリアセンターSUセンター長  
塩野 浩 司

まん延防止等重点措置等に基づく要請による課外活動について(通知)

埼玉県より、「[埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく要請](#)」を受け、本学の対応として下記の期間における大学内外の課外活動の一切を禁止します。

なお、すでにこの期間内に活動を許可された団体においてもその許可は取消となりますので注意してください。

禁止措置の理由として、年明け以降、本学学生においても感染者は40人余りに上り、濃厚接触者に至っては保健所の特定作業を家族に限る等十分な感染対策が行われていない状況にある中で、本学は第4タームの試験期間を控えていることを憂慮するものです。

については、禁止措置を貴団体の所属学生に周知徹底してください。

記

課外活動禁止期間 令和4年1月24日(月)～令和4年2月8日(火)

※補足

- (1) 2月9日以降の課外活動については、あらためて通知します。
- (2) オンラインでの活動は許可します。
- (3) 上記期間内において特別の事情がある活動については、顧問教員を経由して統合キャリアセンターSU長が特に認めた場合は許可します。